

令和 年 月 日

年 さん
保護者様

北杜市立武川小学校
学校長

学校において予防すべき感染症に関わる出席停止について

裏面に掲載してある病気は、主な「学校において予防すべき感染症」です。

学校は、児童生徒等が集団生活を営む場所であるため、感染症が発生した場合は、感染が拡大しやすく、教育活動にも大きな影響を及ぼします。そのため、感染症に罹患した場合は、学校保健安全法により、本人の早期回復と、感染症の予防のため、出席停止の措置をとることになっています。

お子さまは、感染症に罹患（またはその疑い）されましたので、医師の診察を受けていただき、登校する際には、医師より【登校許可証明書】で証明を受けたのち、学校へ提出してください。

学校長様

【登校許可証明書】

年 氏名

病名【 】

本日の診察の結果、上記疾病は、(治癒・軽快) しましたので、登校を許可します。

発症日：令和 年 月 日()

登校可能日：令和 年 月 日()から

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印

学校において予防すべき感染症一覧（一部抜粋）

類型	感染症名	出席停止期間	
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで	
	クリミア・コンゴ出血熱		
	痘そう		
	南米出血熱		
	ペスト		
	マールブルグ病		
	ラッサ熱		
	急性灰白髄炎(ポリオ)		
	ジフテリア		
	重症急性呼吸器症候群		
	中東呼吸器症候群		
特定鳥インフルエンザ			
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで	学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるとき
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで	
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん	発疹が消失するまで	
	水痘(みずぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで(かさぶたになるまで)	
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主症状が消退した後2日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した(解熱薬を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある)後1日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで		
第三種	コレラ	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
	細菌性赤痢		
	腸管出血性大腸菌感染症		
	腸チフス、パラチフス		
	流行性角結膜炎		
	急性出血性結膜炎		
その他の感染症	感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・伝染性紅斑(りんご病)・RSウイルス感染症・手足口病・ヘルパンギーナなど ※出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する		

* インフルエンザと新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、【登校許可証明書】ではなく、それぞれ【再登校報告書】があります。そちらを使用してください。